

花見売店の出店を申請される方へ

1 申請者は、令和7年(2025年)3月27日(木)午後2時からサンリフレ2F大会議室で行う函館公園花見売店出店受付説明会に必ず出席(委任状による代理出席も可)し、申請してください。

2 出店期間 令和7年(2025年)4月9日(水)～5月8日(木)まで30日間

①店舗設置 令和7年(2025年)4月9日(水)～4月18日(金)まで10日間

②営業期間 令和7年(2025年)4月19日(土)～5月6日(火)まで18日間

※営業時間は午前10時から午後9時まで。ただし、5月6日は午後3時まで

③店舗撤去 令和7年(2025年)5月7日(水)～5月8日(木)まで2日間

3 店舗構造等 仮設店舗テント張(露店)

① 1種は、3.0㎡(2m×1.5m) 使用料 1,620円

② 2種は、6.0㎡(2m×3.0m) 使用料 3,240円

③ 3種は、8.0㎡(2m×4.0m) 使用料 4,320円

④ 4種は、11.0㎡(2m×5.5m) 使用料 5,940円

4 受付申請書類(提出書類)

(1) 出店者(申請人)関係

①都市公園占用許可申請書

②誓約書(出店者)

③身分証明書用の顔写真(過去3ヶ月以内に撮影したもの)

④住民票

⑤その他(北海道街商協同組合の組合員証の写しなど)

(2) 従業員(全員分)関係

①花見売店従業員届出書

②誓約書(従業員)

③身分証明書用の顔写真 + 住民票

④運転免許証の写し（顔写真入りの証明証の写し）

※①に全従業員を記載するほか、全従業員の②および③（もしくは④）が必要

- 5 申請は、1人1店1業種とし、先着順35名で打ち切るものとします。
- 6 業種は、当初の申請のとおりとし、途中変更は認めません。
- 7 出店者（申請人）は渡島管内（函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町）在住の方のみとします。
- 8 暴力団関係者の出店は認めません。出店者および従業員については、暴力団との関わりが一切ないこと。暴力団より物品の借用および仕入がないこと。
- 9 衛生管理を徹底し、食中毒の予防対策や、感染症等の感染拡大防止対策を講ずること。
- 10 許可条件を厳守すること。許可条件を守らない者は、許可を取り消し、退場を命ずるものとし、その場合に生ずる損害等については市はその責任を負いません。
- 11 申請者は、令和7年(2025年)4月7日（月）午後2時からサンリフレ2F大会議室で行う許可書交付日に必ず出席（委任状による代理出席も可）してください。
- 12 使用料は、許可書交付の際に納付してください。
つり銭のないよう、ご協力をお願いします。
- 13 出店場所は市で指定します。
現地での場所割は、4月8日（火）午前10時から函館公園で行います。

問い合わせ先：函館市土木部公園河川管理課

（函館市東雲町4番13号）

電話：0138-21-3431

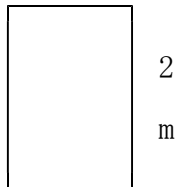
許 可 条 件

- 1 函館市都市公園条例および同施行規則を遵守すること。
- 2 施設の構造は、仮設店舗テント張（露店）とする。
- 3 店舗の規格は、下記の4種類とする。

（1）広さ

① 1 種（ 3.0m^2 ）

1.5m



② 2 種（ 6.0m^2 ）

3m



③ 3 種（ 8.0m^2 ）

4m



④ 4 種（ 11.0m^2 ）

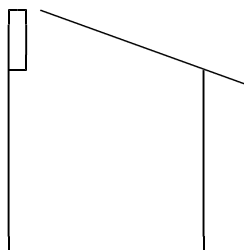
5.5m



（2）高さ

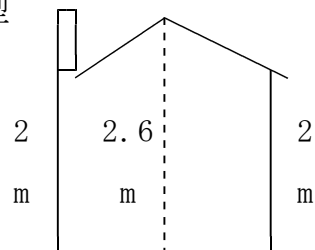
片流型

2.6
m



切妻型

2.6
m



 : 看板（タテ 1 m × ヨコ 2 m 以内）

- 4 出店舗は、1店毎に固定した間仕切りをすることとし、2店舗以上の通し店舗をしてはならない。
- 5 店舗の設置、固定の際に、杭打ちを行うことは禁止する。また、公園柵に縄を捲くことも禁止する。
- 6 店舗の設置時、営業時には、路面・芝生等を損傷することがないように、店舗の下にベニヤ板を敷く、机・椅子の脚にパッキンを取り付けるなどの対策をとること（許可期間終了後、路面等に損傷があった場合は、損害賠償を求めることもある。）。
- 7 商品および用具等すべてこの店舗の中に収納できるようにすること。
- 8 店内に取扱い商品および価格を明示すること。
- 9 店内で酒を販売してはならない（ただし、酒類販売免許を有するものを除く。）。
- 10 当初申請の業種について許可後の変更は認めない。
- 11 荷物の搬入出は、入園客の混雑する時間をさけ、午前10時までに終わること。また、車両を長時間、公園内に止めないこと。

公園内の車両通行は、歩行者優先・通行速度は10km／m程度・一時停止など交通ルールを守ること。
- 12 ゴミの処理や清掃、電気の使用、水道の使用、排水等は、出店者が共同連体して対応（設置、管理）すること。
- 13 ゴミ、紙くずおよび残物（残飯、ツブがら、カニから等）は、①燃やせるゴミ（蓋付き容器で処理すること）、②燃やせないゴミ、③缶・ビン・ペットボトルの3種類に分別し、市の指定する場所に集積すること。なお、プラスチック容器包装については、食品残渣が付着しているケースが多いので、燃やせるゴミとすること。
- 14 営業期間中、毎日、公園内清掃により購入客の捨てたゴミや食べこぼしの回収、清掃をすること。
- 15 水道用水は、市で指定した箇所以外からは使用しないこと。また、排水は、油水分離（オイルトラップ設置等）して、市が指定する汚水枥に流すこととし、雨水枥等には流さないこと。

16 公園風致上美観を損ねる行為をしてはならない。

出店者および従業員については、公園内での喫煙（電子、加熱式等を含む。）を禁止する。

17 衛生管理を徹底し、食中毒の予防対策や、感染症等の感染拡大防止対策を講ずること。

18 感染症等の感染状況が悪化するなど、やむ得ない必要が生じた場合と市が判断する場合は、公園の使用を中止するものとし、その場合に生じる損害等について、市はその責めを負わない。

19 従業員等が感染症等の感染者、感染が疑われる場合、37.5℃以上の発熱がある場合は従事させないこと。

20 従業員等の手指アルコール消毒の徹底

21 従業員等のマスクやフェイスシールド等の着用（推奨）

22 備品、調理器具等の定期的な消毒

23 店舗の定期的な換気

24 店舗への消毒用アルコールの設置

25 接客場所への飛沫防止シートの設置（推奨）

26 法令等により禁止されたことを守り、関係機関（警察署、保健所、消防署等）および公園管理人の注意並びに指示に従うこと。

27 許可条件を守らない者は、許可を取り消し、退場を命ずるものとし、その場合に生ずる損害等については市はその責任を負わない。